



質問

管理組合から重要事項説明を実施した証とする確認書面を取得する場合、その日付はいつとすべきか。

(相談概要)

- (1) 同一条件ではない契約内容として管理者に原本を交付し、別途、総会に先立って重要事項説明会を開催する場合。
- (2) 同一条件の契約内容として管理者へ原本を交付し説明する場合。



回答

マンション管理適正化法では重要事項を説明した証としての確認書面の取得は義務付けていませんが、管理会社としての進捗管理や、重要事項説明を実施した事実を証するものとして有用な方法と考えられることから、取得する場合の確認書面に記載する日付としては以下の通りとなります。

【相談事例概要】

- (1) の場合：「重要事項説明会を実施した日」
- (2) の場合：「管理者に説明をした日」

なお、確認書面の内容が「重要事項説明を実施した証」と併せて「重要事項説明書原本を交付した証」とする場合には(1)の場合のように重要事項説明日と原本交付日が異なる場合は、書面中に「原本交付日：●月●日、説明日：▲月▲日」と併記するなど整合性を保つ必要があります。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。